

# 道路（位置）指定等の手引き

平成24年4月1日

**府中市都市整備部建築指導課**

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

I	目的	1
II	用語の定義	1
III	建築基準法第42条第1項第4号道路	1～3
IV	建築基準法第42条第1項第5号道路	4～10
V	建築基準法第42条第2項道路	11～14

## I 目的

本手引きは建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条の規定による道路の指定、変更及び取消に係る手続きについて定めることを目的とする。

## II 用語の定義

本手引きにおける用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年省令第40号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

## III 法第42条第1項第4号道路

法第42条第1項第4号道路とは、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したものである。

### 第1 法第42条第1項第4号道路の指定の基準

- 1 法第42条第1項第4号に規定する「2年以内にその事業が執行される予定」とは、2年以内に当該事業の進捗により指定を求める道路に接する敷地が、地権者その他の事業関係者の生活再建の用に供されるように事業の執行計画が定められていることをいう。
- 2 指定する道路の道路区域に道路の保全上必要な施設の敷地も含まれている場合は、原則として、通行の用に供する区域のみを指定の対象とする。
- 3 指定の変更をする場合は、1及び2の要件を満たすとともに、従前の法第42条第1項第4号道路に接する敷地が当該指定の変更により法第43条の規定に抵触しないこと。
- 4 指定の取消をする場合は、取消を求める法第42条第1項第4号道路に接する建築物の敷地が当該指定の取消により法第43条の規定に抵触しないこと。

### 第2 申請書類

- 1 申請図書（正・副各1部）※副本は写し可
  - (1) 道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書（細則第17号様式）
  - (2) 道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請図（細則第18号様式）

申請図が複数葉にわたる場合は、路線又は隣接する街区ごとに作成する。1枚に収まらないときは、小縮尺の全体路線図を作成し、別途、複数葉に分け地籍図を作成する。また、付近見取図、公図は別葉にすることができる。
  - (3) 事業の執行状況を説明する書類
  - (4) その他の添付図書
    - ア 位置図
    - イ 公図写
    - ウ 登記事項証明書
    - エ 道路断面図（幅員構成）

## 2 申請書の記載方法

### (1) 申請者

申請者は、事業施工者とする。ただし、指定の取消しを求める道路がすでに国、都又は市に移管され、交通開放されている場合は、その道路管理者とすることができる。

### (2) 道路に係る土地の地名及び地番

道路に係る土地の地名及び地番は、申請に係る道路部分の地名、地番をいう。土地の一部が道路となる場合は、「～の一部」と記載する。無地番を含む場合は、「無番地」と記載する。

(例)「府中市〇〇町一丁目2番7並びに5番14及び同番18の各一部並びに無番地」

### (3) 申請道路

申請する道路の幅員及び延長は、路線ごとに記載する。幅員の値は、道路の中心線に対して直角に測り、幅員が一定でない道路は、その変化点各々の値とする。延長の値は中心線の長さとする。

## 3 指定申請図の記載事項

### (1) 付近見取図（1／2500程度）

方位、申請する道路の位置（斜線で範囲を表示し、矢印で「申請道路」と表示）、付近の目標となる地物、既存道路の名称等を表示する。

### (2) 公図の写し

ア 最新のものとする。

イ 方位は付近見取図と一致させ、転写した年月日及び場所並びに転写した者の氏名を記入する。

ウ 申請道路を点線で表示する。

### (3) 地籍図（現況重ね図）

ア 申請図（第18号様式）の凡例に従って地番も記載する。

イ 縮尺は、1／250から1／600のいずれかとする。

ウ 表示する範囲は、道路事業等の場合は申請する道路とその隣接地を、土地区画整理事業等面整備事業の場合は申請する道路とその隣接街区とする。

エ 申請する道路は、幅員、中心線での延長及び辺長を小数点以下第2位まで（切り捨て）記載する。

オ 表示した範囲内の既存道路の幅員及び法第42条に規定する道路の種別を記載する。

カ 申請する道路の地番界及び座標を表示する。

## 4 事業の執行計画を示す図書

事業の執行計画を示す図書は、事業概要、事業認可書、事業計画書、年度別工程表、事業認可図、測量図（丈量図）、周辺道路種別図、年次別事業計画図、道路概要、用地取得状況図、仮換地計画図、仮換地指定通知の写し、権利変換計画、施行計画図その他これらに類する図書を指し、事業の種類によって必要な図書を添付する。

## 5 その他の添付図書

### (1) 位置図

都市計画図（1／2500）に指定部分を表示した図面。

### (2) 公図の写し

ア 申請する道路に係る土地の公図を添付する。

イ 最新のものとする。

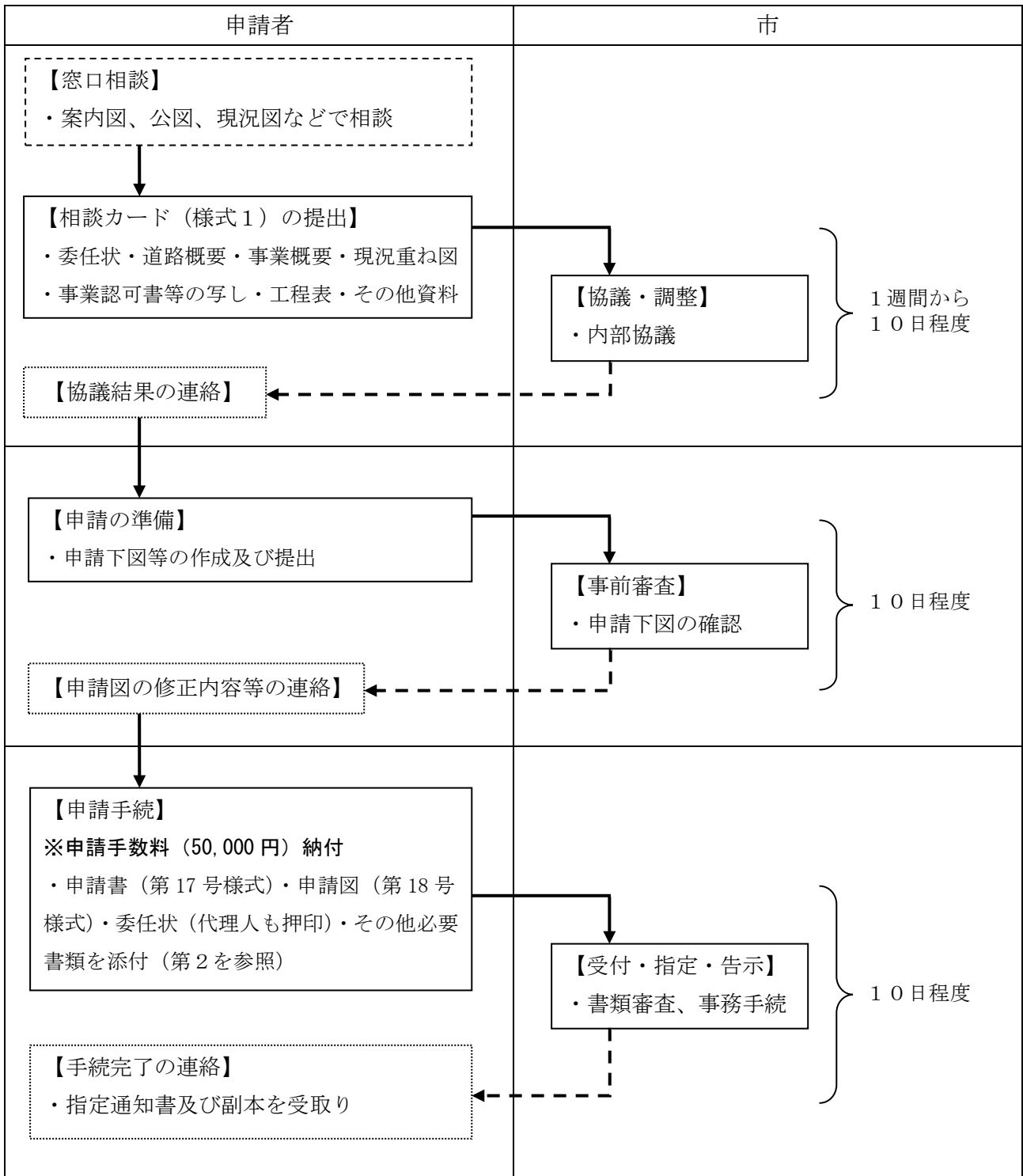
(3) 道路縦断面

道路勾配等を表示した図面。

6 その他事項

申請する道路に沿って、法第42条第1項第5号道路又は法第42条第2項道路（以下この項において「既存指定道路」という。）が存在する場合は市長と協議のうえ、全部又は一部廃道する必要が生じた場合は、既存指定道路の指定変更又は指定取消の手続きを並行して行う。

第3 法第42条第1項第4号道路の申請手続の流れ



※期間については、提出書類の訂正内容や指定等の範囲（路線の長さ）、内部調整（決裁）の進捗等により異なる場合があります。

#### IV 法第42条第1項第5号道路

法第42条第1項第5号道路とは、土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する令第144条の4で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたものである。

一般的に開発区域の面積が500㎡未満の敷地に道路を築造、若しくは既存道路の変更又は取消をする場合には、申請者は、法第42条第1項第5号道路の位置の指定等の手続きを行う。

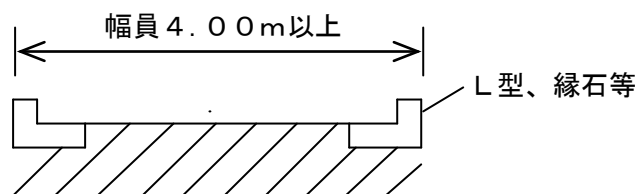
なお、法第42条第1項第5号道路は、道路法等に基づき築造された公道ではないため、築造後は法第42条第1項第5号道路の土地所有者が維持管理を行うことになる。

#### 第1 道路の基準（令第144条の4）

##### 1 道路幅員

道路の幅員は、道路の中心線で直角に計り、図1に示すように有効幅員が4m以上なければならない。なお、道路終端は原則として直角にする。

図1 道路幅員



##### 2 転回広場

幅員6m未満の道路で延長が35mを超える場合には、終端及び区間35m以内ごとに図2及び図3に示す奥行き5.5mの自動車の転回広場を設置しなければならない。なお、幅員6m以上の道路は延長に応じ、別途協議する。

図2 転回広場（ト型）

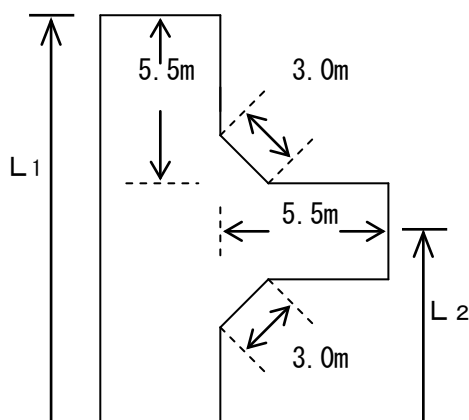
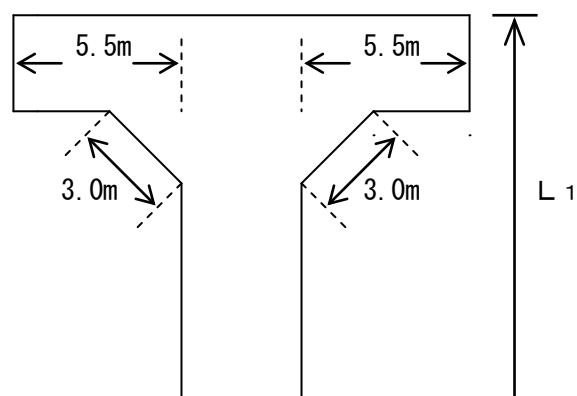


図3 転回広場（T型）



$L \leq 35\text{m}$  (L1: 終端、L2: 道路中間)

### 3 隅切り

道路が同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所は、角地の隅角を頂点とする底辺3m以上の二等辺三角形となる隅切りを設置する。ただし、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は、隅切りは不要とする。また、道路区域内の歩道幅員が2m以上の道路に接続する場合は、隅切り長さを1m緩和することができる。

やむを得ず片隅切りとなる場合（屈曲する箇所を除く。）は、底辺4m以上とする。なお、この場合でも反対側にもできる限り隅切りを設ける。

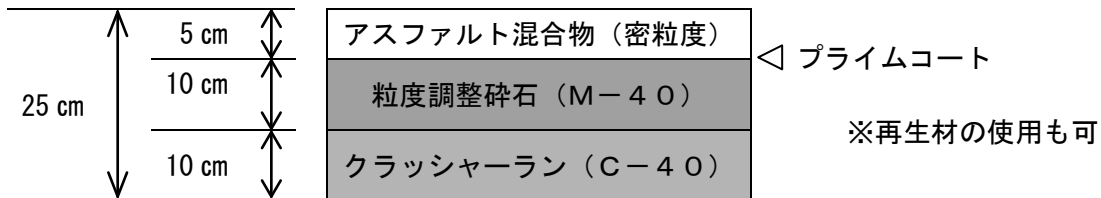
### 4 道路の位置の標示

道路の屈折点にはコンクリート杭（100×100×450以上）を設置する。なお、隣地の既存塀等が申請道路に隣接し、施工上標示が困難な場合には、金属標（プレート）とする。

### 5 構造

道路は図4に示す、アスファルトコンクリート舗装を原則とする。また、敷地と道路に高低差がある場合は、擁壁等を築造する。

図4 アスファルトコンクリート舗装の例（25型）



### 6 道路の勾配

縦断勾配は12%以下であり、かつ、階段状でないこと。ただし、道路となる土地の高低差が著しく、スロープ状とすることができない場合は、次に掲げる条件を満たした階段状とすることができる。

- (1) 階段は直階段で、蹴上16cm以下、踏面26cm以上であること。
- (2) 階段及びその踊場に、手すりを設けること。
- (3) 階段の高さが3mを超える場合は、高さ3m以内ごとに踏幅1.2m以上の踊場を設けること。
- (4) 階段の表面は、石又はコンクリート等の硬質材料で造り、滑りにくい構造とすること。

### 7 道路の排水施設

道路内の雨水排水の処理は、原則としてL型側溝を設け、集水枿を設置し排水する。

### 8 既存道路状空地の取扱い

既に20年以上経過した既存道路状空地が位置の指定を受ける場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 現況幅員4m以上であること。
- (2) 道の両側に底辺2m以上の二等辺三角形となる隅切りがあること。また、片側のみに隅切りがある場合は、底辺3m以上であること。
- (3) アスファルト等により舗装され、L型側溝又はブロック塀等で道路の区域が明確であること。
- (4) 境界杭（100×100×450以上）又は金属標（プレート）により道路の位置を標示すること。

## 第2 承諾の範囲

承諾を必要とする範囲は、次のとおりとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

なお、道路に沿接する土地所有者の承諾が得られないため、やむを得ず地番界から離して道路を築造する場合には、原則として15cm以上の離隔を設ける。

- 1 道路となる土地に関して次のいずれかの権利を有する者、道路に沿接する土地及びその土地にある建築物若しくは工作物に関して所有権を有する者の承諾を必要とし、当該権利者が未成年の場合には、その親権者の承諾を必要とする。

権利は、登記されている権利とする。ただし、売買契約書等により権利が証明できる者は含まれる。なお、仮登記権利者も権利者に含まれる。

また、登記されていない建築物は、家屋の所在証明書等により証明できる所有者の承諾を必要とする。

- (1) 所有権
  - (2) 対抗要件を備えた地上権又は借地権
  - (3) 登記した先取得権、質権又は抵当権（根抵当権）
  - (4) その土地又はこれらの権利に関する仮登記
  - (5) その土地又はこれらの権利に関する差押えの登記
  - (6) その土地に関する買戻しの特約の登記
- 2 既存の法第42条第1項第5号道路等の私道に接続して指定する場合は、その私道との接続部分及び改変を伴う部分の土地所有者の承諾を必要とする。
  - 3 公道（道路法による道路）に接続する場合は、その道路管理者の承諾を必要とする。また、道路となる土地に公有地（赤道、水路等）が含まれる場合は、占用許可を得るとともに、その管理者の承諾を必要とする。
  - 4 共有物件の場合は全権利者とする。

## 第3 申請書類

- 1 申請図書（正、副各1部）※副本は写し可

- (1) 道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書（府中市建築基準法施行細則第17号様式）
- (2) 道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請原図（府中市建築基準法施行細則第18号様式（美濃紙等）に、関係権利者の全員の承諾印が押されたもの）と写し3部
- (3) 申請者及び関係権利者の印鑑登録証明書
- (4) 土地、建物の登記事項証明書
- (5) その他必要な書類（開発区域面積及び道路面積の求積図等）

- 2 申請書の記載方法

- (1) 道路に係る土地の地名及び地番

道路に係る土地の地名及び地番とは、申請に係る道路部分の地名、地番をいう。土地の一部が道路となる場合は、「～の一部」と記載する。無地番を含む場合は、「無番地」と記載する。

（例）「府中市〇〇町一丁目2番7並びに5番14及び同番18の各一部並びに無番地」



## (2) 申請道路

道路延長は、幅員ごとの延長とし、転回広場は道路の延長に含める（ $L1 + L2$ ）。また、延長及び幅員はメートルで小数点第2位までの表示とする。なお、延長による表示が難しい場合には面積表示とする。

図5 転回広場（ト型）

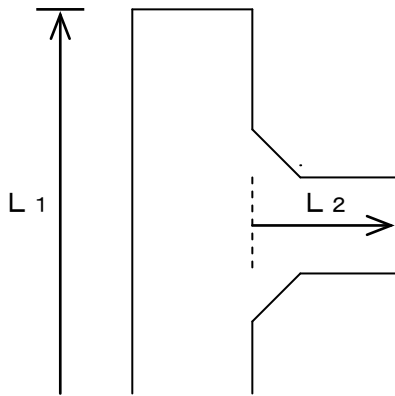
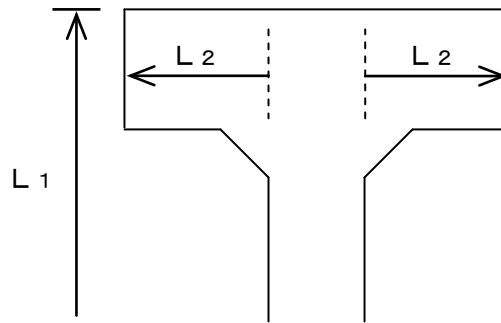


図6 転回広場（T型）



## 3 申請図の記載事項

### (1) 付近見取図（縮尺1/1500程度）

方位、申請する道路の位置（斜線で表示・矢印で「申請道路」と表示）、開発区域（太枠で表示）、付近の目標となる地物、既存道路の名称等を表示する。

### (2) 公図の写し（縮尺1/600）

ア 最新のものとする。

イ 方位は付近見取図と一致させ、転写した年月日及び場所並びに転写した者の氏名を記入する。

ウ 開発区域を他の線より太い線で囲み、地名・地番（開発区域の周辺を含む）及び申請する道路（点線で位置を表示）を明示する。

### (3) 地籍図（縮尺1/200、1/250、1/300のいずれか）

ア 申請図（第18号様式）の凡例に従って記載する。

イ 方位は付近見取図と一致させる。

ウ 開発区域を他の線より太い線で囲む。

エ 申請の道路は、幅員、屈折点間ごとの中心線での延長、辺長及び隅切長を小数点以下2位まで記載し、道路の境界杭等を表示する。

オ 道路の指定取消部分は、網掛けで表示する。

カ 接続先道路の幅員、名称及び法第42条に規定する道路の種別を記載する。また、法第42条第1項第1号道路（公道）の場合は路線番号、法第42条第1項第5号道路の場合は指定年月日及び番号を記載し、法第42条第2項道路の場合は、基準時幅員及び後退位置を図示する。

キ 開発区域内の敷地は、辺長を（ ）で記載する。また、開発区域内の路地状敷地は、路地状部分の幅員及び延長を記載する。

ク 開発区域内にある各土地の地番界、地番、権利種別及び権利者名を記載する。

ケ 開発区域内にある既存建築物は建物番号、権利種別及び権利者名を記載する。

コ 既存建築物（実線）及び予定建築物（点線）を表示し、用途及び主要な出入口を記載する。

サ 開発区域内にある宅地及び道路並びに開発区域に隣接する土地の高低差を記載する。

シ 排水施設は、側溝、集水桝、人孔及び排水管の位置を明示する。

ス 開発区域の擁壁、土留め及びコンクリートブロック塀等を図示する。

(4) 構造図（縮尺 1 / 10 ~ 1 / 50 程度）

- ア 境界杭（100×100×450 以上）、集水桝・人孔等の排水施設、縁石、擁壁等を記載する。
- イ 道路横断面図は縮尺 1 / 30 程度で、幅員、L型溝、舗装構造及び横断勾配等を記載する。
- ウ 道路縦断面図は道路勾配が 9 % 以上ある場合記載する。

(5) 承諾書

- ア 申請者欄の日付は、関係権利者全員の承諾を得た日付を記載する。
- イ 権利別欄には、承諾する土地の地番又は建物の番号及び権利種別名を記載する。
- ウ 住所欄には、住民登録された現住所を記載する。
- エ 氏名欄には、各権利者名を記入する（原則として自筆とする）。また、親権者、後見人、法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を記載する。
- オ 印欄には、実印を押印する。また、申請図の余白に捨印（実印）を押印する。
- カ 印欄の右側に承諾年月日を記載する。
- キ 備考欄には、開発面積、道路面積、宅地面積、区画数等を記入する。また、指定取消の場合には、取消に係る法第 42 条第 1 項第 5 号道路の指定年月日及び番号を記載する。
- ク 図面作成者・測量者欄には、住所、氏名、印のほか資格名（一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士のいずれか）を記載する。

4 添付書類

(1) 印鑑登録証明書

- ア 印鑑登録証明書は、承諾を得た関係権利者全員のものを添付する。
- イ 印鑑登録証明書は、承諾年月日の前後 3 か月以内に発行されたものとする。
- ウ 印鑑登録証明書の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合は、住民票を添付する。

(2) 土地・建物登記事項証明書

- ア 承諾を要する土地及び建物について、申請受付日の前 3 か月以内に発行された最新の登記事項証明書を添付する。
- イ 相続人が未登記で相続関係を明らかにする必要がある場合は、戸籍謄本又は遺産分割協議書等を添付する。

(3) その他必要な書類

- ア 申請を代理人に委任する場合は、委任状を添付する。
- イ 開発面積及び道路面積の求積図及び求積表を添付する。
- ウ 申請する道路に公有地が含まれている場合は、その管理者の承諾又は占用許可書を添付する。
- エ 区画整理事業区域内の場合は、土地区画整理法第 76 条の許可書を添付する。
- オ 公有地の境界確定図の写しを添付する。
- カ 登記されていない建築物については、課税証明書や家屋の所在証明書等を添付する。
- キ 接続先道路の境界確定図の写しを添付する。
- ク 道路となる土地が農地である場合は、農地法（昭和 27 年法律第 227 号）第 4 条又は第 5 条による許可書の写し又は転用申請書の提出証明書を添付する。

#### 第4 指定変更・指定取消の注意

- 1 法第43条の規定に抵触する（道路に2m以上接しない）敷地が生じないこと。
- 2 指定取消の場合でも道路とその道路のみに接する敷地が500㎡以上ある場合は、都市計画法に基づく開発許可権者（東京都）と調整が必要である。
- 3 通り抜け道路の一部指定取消や一部の幅員変更は、原則として認めない。また、指定変更又は指定取消する範囲は、交差する道路から道路までの区間（交差点間）とする。ただし、市長が周囲の状況等により交差点間において取消又は変更することができないと認める場合は、この限りではない。
- 4 指定されている道路で、現在築造されていない道路部分の指定取消であっても、既存道路が令第144条の4第1項第1号に適合しなければ指定取消はできない。
- 5 指定取消予定の道路内に下水管等の埋設物がある場合には、その移設や維持管理の問題が解決していなければならない。
- 6 指定変更又は指定取消により、直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者の承諾を得ることを原則とするが、市長が指定変更又は指定取消により利益のみを得ると判断した部分の権利者の承諾は必ずしも必要としない。
- 7 細則第18条第1項の規定による法第42条第1項第5号道路の位置の指定変更又は指定取消の協議をする事業者等は、第5の規定に従って作成した細則第18条第2項で準用する第16条に規定する書類を市長に提出する。

#### 第5 その他事項

- 1 宅地面積は、府中市開発事業に関する指導要綱※に規定する宅地の区画割を原則とする。
- 2 道路を法第42条第2項道路に接続させる場合は、道路境界線（後退位置）からとする。
- 3 申請図を2枚以上つなぎ合わせる場合は、承諾者全員の割印（実印）を押印する。
- 4 申請図の道路の位置を訂正する場合は、承諾者全員の訂正印（実印）を押印する（承諾者全員の捨印が押印されている場合には不要）。ただし、軽微な訂正（権利に及ばないものなど）の場合には、申請者（代理申請の場合は代理者）の印で可とする。

※「府中市開発事業に関する指導要綱（抜粋）」

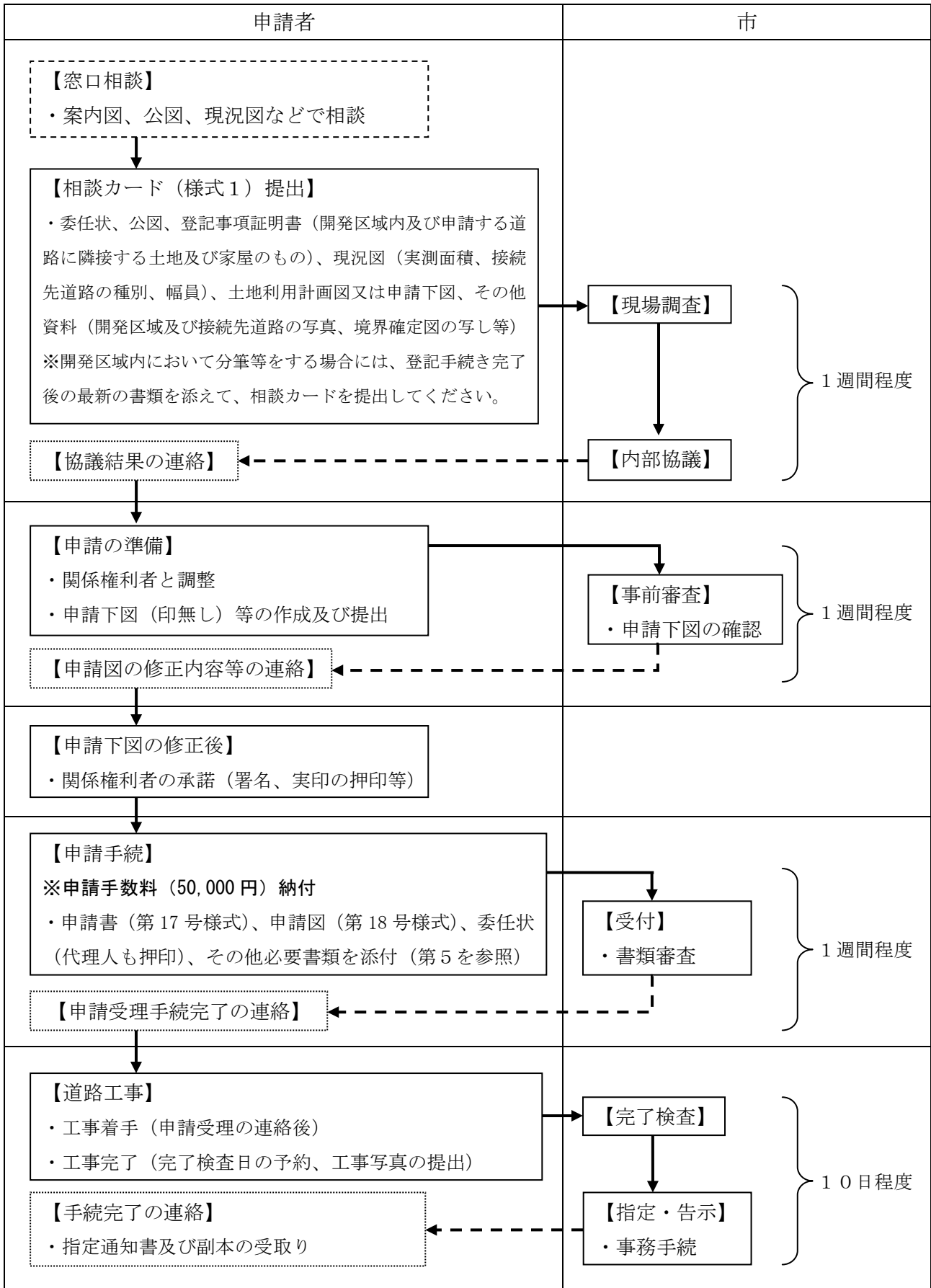
第33 開発事業者は、条例第17条第1項第1号に規定する開発事業を行う場合は、開発区域の土地の1区画の面積を次の各号に掲げる指定容積率（用途地域ごとに指定されている容積率をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとしなければならない。

- (1) 指定容積率が100パーセント以下である場合 110平方メートル以上
- (2) 指定容積率が100パーセントを超える場合 100平方メートル以上

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する数値以上の面積を確保することができないときは、開発区域の全区画のうちの1区画に限り、その面積を100平方メートル以上とすることができる。

第6 法第42条第1項第5号道路の申請手続の流れ



※申請から、指定の処分までの間に関係権利者又は地番等の変更があった場合には、申請図等の修正又は指定を取り消す場合がある。

※期間については、提出書類の訂正内容や内部調整（決裁）の進捗等により異なる場合があります。

## V 法第42条第2項道路

法第42条第2項道路とは、建築基準法が施行された際に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものである。

### 第1 法第42条第2項道路の指定変更等の基準

1 法第42条第2項道路の指定の変更又は取消は、以下のいずれかに該当する場合で、従前の法第42条第2項道路に接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消により法第43条の規定に抵触するに至らないときに行う。

なお、元道幅員は、法施行時（基準時）のものとする。変更する場合の延長は原則として交差点間とするが、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により市長が支障がないと認めるときは、交差点から交差点以外の区間とすることができる。

(1) 法第42条第2項道路を含む区域において都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為、第65条第1項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道路の形態がなくなっているとき（当該指定道路が都市計画法第29条第1項、第34条の2もしくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。）。

(2) 基準時に存在した道を含んで法第42条第1項第1号に規定する道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないとき。

2 法第42条第2項道路は告示（府中市告示第29号）に基づき包括指定されており、新たに告示の基準を満たした道路の存在が判明しても包括指定から漏れていたものとして、指定の処分及び告示は必要としない。また、現存する法第42条第2項道路を再確認した結果、告示の基準を満たさないことが判明した場合であっても、元々指定していなかったものとして、指定取消の処分及び告示は必要としない。

### 第2 申請書類等

1 申請図書（正、副各1部）※副本は写し可

(1) 道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書（細則第17号様式）

(2) 道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請原図（細則第18号様式（美濃紙等）に、関係権利者の全員の承諾印が押されたもの）と写し3部

(3) 申請者全員の印鑑登録証明書

(4) 土地、建物の登記事項証明書

2 申請書の記載方法

(1) 道路に係る土地の地名及び地番

道路に係る土地の地名及び地番とは、申請する道路の部分の地名、地番をいう。土地の一部が道路となる場合は、「～の一部」と記載する。無地番を含む場合は、「無番地」と記載する。

（例）「府中市〇〇町一丁目2番7並びに5番14及び同番18の各一部並びに無番地」

## (2) 申請道路

道路の幅員は、基準時に存在していた幅員を記載する。幅員の値は、道路の中心線に直角に測り、メートル単位で小数点以下第2位までとする。幅員の一定でない道路は、変化点各々の値を記載する。道路の延長は、みなし境界線間の中心線の長さとする。延長の値は、メートル単位で小数点以下第2位までとする。

## 3 申請図の記載事項

### (1) 付近見取図（縮尺1／2000程度）

方位、申請する道路の位置（斜線で表示・矢印で「申請道路」と表示）、付近の目標となる地物、既存道路の名称等を表示する。

### (2) 公図の写し（縮尺1／600）

ア 最新のものとする。

イ 方位は付近見取図と一致させ、転写した年月日及び場所並びに転写した者の氏名を記載する。

ウ 地名・地番及び申請する道路（みなし境界線の位置を点線で表示）を明示する。

### (3) 地籍図（縮尺1／200、1／250、1／300のいずれか）

ア 申請図（第18号様式）の凡例に従って記載する。

イ 方位は付近見取図と一致させる。

ウ 申請の道路は、基準時幅員、みなし境界線、延長及び隅切長を小数点以下第2位まで記載し、道路の境界杭等を表示する。なお、基準時の境界線は実線、みなし境界線は点線で表示する。

エ 道路の指定取消部分は、網掛けで表示する。

オ 接続先道路の幅員、名称及び法第42条に規定する道路の種別を記入する。また、法第42条第1項第1号道路（公道）の場合は路線番号、法第42条第1項第5号道路の場合は指定年月日及び番号を記入し、法第42条第2項道路の場合は、基準時幅員及びみなし道路境界線を図示する。

カ みなし境界線間にある各土地の地番界、地番、権利種別及び権利者名を記載する。

キ みなし境界線間にある既存建築物は建物番号、権利種別及び権利者名を記載する。

ク 基準時の道に沿ってがけ又は水路等が存在する場合は図示する。

### (4) 承諾書

ア 申請者欄の日付は、関係権利者全員の承諾を得た日付を記載する。

イ 権利別欄には、承諾する土地の地番又は建物の番号及び権利種別名を記載する。

ウ 住所欄には、住民登録された現住所を記載する。

エ 氏名欄には、各権利者名を記入する（原則として自筆とする）。また、親権者、後見人、法定代理人又は公有地管理者の場合は、これらの資格を記載する。

オ 印欄には、実印を押印する。また、申請図の余白に捨印（実印）を押印する。

カ 印欄の右側に承諾年月日を記載する。

キ 図面作成者・測量者欄には、住所、氏名、印のほか資格名（一級建築士、二級建築士、測量士又は土地家屋調査士のいずれか）を記載する。

## 4 添付書類

### (1) 印鑑登録証明書

ア 印鑑登録証明書は、承諾を得た関係権利者全員のを添付する。

イ 印鑑登録証明書は、承諾年月日の前後3か月以内に発行されたものとする。

ウ 印鑑登録証明書の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合は、住民票を添付する。

## (2) 登記事項証明書

- ア 承諾を要する土地及び建物について、申請受付日の前3か月以内に発行された登記事項証明書を添付する。
- イ 相続人が未登記で相続関係を明らかにする必要がある場合は、戸籍謄本又は遺産分割協議書等を添付する。

## (3) その他必要な書類

- ア 申請を代理人に委任する場合は、委任状を添付する。
- イ 公有地については、その管理者の承諾を受ける。
- ウ 区画整理事業区域内の場合は、土地区画整理法第76条の許可書を添付する。
- エ 公有地の境界確定図の写しを添付する。
- オ 登記されていない建築物については、課税証明書や家屋の所在証明書等を添付する。
- カ 接続先道路の境界確定図の写しを添付する。

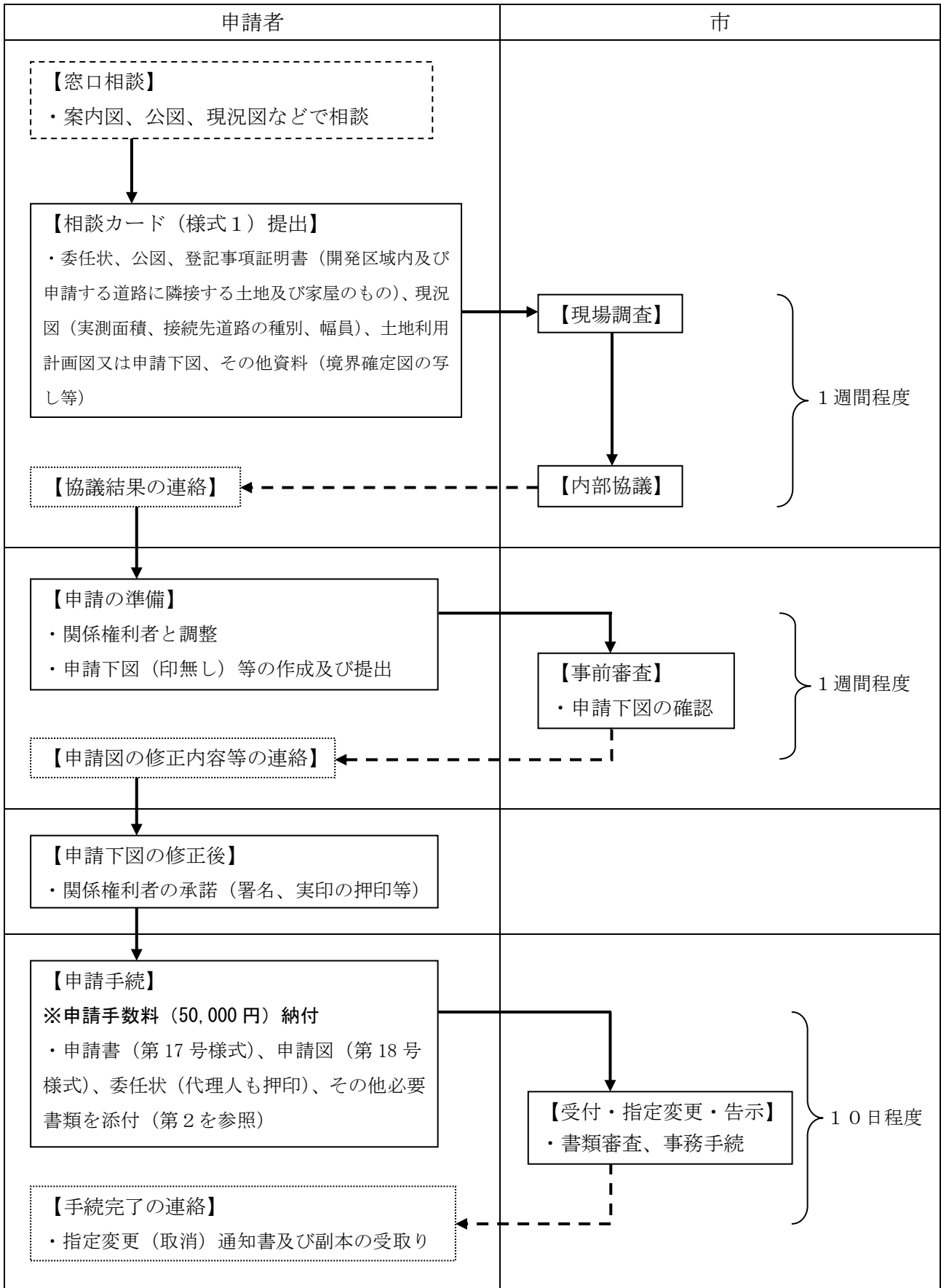
## 第3 指定変更・指定取消の注意

- 1 法第43条の規定に抵触する（道路に2m以上接しない）敷地が生じないこと。
- 2 指定取消の場合でも道路とその道路のみに接する敷地が500㎡以上ある場合は、都市計画法に基づく開発許可権者（東京都）と調整が必要である。
- 3 通り抜け道路の一部指定取消や一部の幅員変更は、原則として認めない。また、指定変更又は指定取消する範囲は、交差する道路から道路までの区間（交差点間）とする。ただし、特定行政庁が周囲の状況等により交差点間において取消又は変更することができないと認める場合は、この限りではない。
- 4 指定取消予定の道路内に下水管等の埋設物がある場合には、その移設や維持管理の問題が解決していなければならない。
- 5 指定変更又は指定取消により、直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者の承諾を得ることを原則とするが、指定変更又は指定取消により利益のみを得ると思われる部分の権利者の承諾は必ずしも必要としない。
- 6 細則第18条第1項の規定による法第42条第1項第5号道路の位置の指定変更又は指定取消の協議をする事業者等は、第5の規定に従って作成した細則第18条第2項で準用する第16条に規定する書類を市長に提出する。この場合、事業の認可書又は許可書の写しその他事業の執行状況に関する書類を添付する。

## 第4 その他事項

- 1 申請図を2枚以上つなぎ合わせる場合は、申請者全員の割印（実印）を押印する。
- 2 申請図の道路の位置を訂正する場合は、承諾者全員の訂正印（実印）を押印する（捨印が押印されている場合には不要）。ただし、軽微な訂正（明らかな誤記など）の場合には、申請者（代理申請の場合は代理者）の印で可とする。

第5 法第42条第2項道路の申請手続の流れ



※申請から、指定変更の処分までの間に関係権利者又は地番等の変更があった場合には、申請図等の修正又は処分を取り消す場合があります。

※期間については、提出書類の訂正内容や内部調整（決裁）の進捗等により異なる場合があります。



※申請図（府中市建築基準法施行細則第18号様式「東京都建築基準法施行細則第9号様式」）は次の  
場所で求めて下さい。

（社）東京都建築士事務所協会委託販売所

（株）なまあず本舗一級建築士事務所 府中市宮西町4-7-1

TEL 042-361-4564

（社）東京都建築士事務所協会 新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5階

TEL 03-5401-1571

（株）測量技術センター 西東京市田無町4-9-1

TEL 0424-62-2591